

早稲田大学校友会福岡稲門会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は早稲田大学校友会福岡稲門会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を篤くし、母校との関係を密にしてその隆盛に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は福岡市に置く。

第二章 事 業

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。
- (1) 母校を物心両面で支援する事業
 - (2) 名簿の作成、福岡県支部の会報発行及び関連ウェブサイトの維持管理
 - (3) 知的教養及び福祉活動
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第三章 会 員

- 第5条 本会は、次の会員で組織する。
- (1) (正 会 員) 福岡県内に居住する早稲田大学もしくは同大学院卒業生
 - (2) (推薦校友) 早稲田大学もしくは同大学院に在籍した経歴がある者のうち、前号に定める正会員2名以上の推薦を受け、第七章に定める幹事会の承認を得た者
 - (3) (会 友) 福岡県内に居住する早稲田大学もしくは同大学院在学生の父兄母姉

第6条 会員は、毎年定められた年会費を納入するものとする。

2 本会は、主として会費を納入した会員に対し、事業を行う。

第7条 会員がつぎの各号の一つに該当する場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (2) 成年被後見人、被補佐人または被補助人となったとき。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (4) 福岡県外に転居したとき。ただし、本人が会員資格継続を希望する場合はこの限りでない。
- (5) 本会則に違反もしくは目的に反する行為または公序良俗に反すると認められる行為を行い、その他本会または会員の名誉秩序を乱した者が、第七章に定める幹事会により除名の決議を受けたとき。この場合、その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

第8条 会員より退会の希望があった場合、会長は退会を認めることができる。また、退会した会員より再入会の要望があった場合、会長は入会を許可することができる。ただし、この事務は、幹事長が代行することができる。

第四章 組 織

第9条 本会の組織は、総会、幹事会、監査人及び委員会とする。

第五章 総 会

第10条 本会の総会は、定時総会と臨時総会とする。定時総会は毎年1回5月に開き、臨時総会は、会長が必要と認めた場合または、幹事会の決議により随時これを開く。

2 総会の招集は、幹事会が相当と認める方法で行う。

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 予算の決議及び決算の承認に関する事項
- (2) 会則の変更に関する事項
- (3) 会則の規定により総会に付することを要する事項
- (4) 幹事会で総会に付することを相当と認められた事項

第12条 総会における決議は、出席した正会員及び推薦校友の過半数をもって決する。

第13条 総会の議長は会長がこれに当たり、会長に支障があるときは副会長がこれに当たる。

第六章 役員

第14条 本会には下記の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副 会 長 3名以内
- 幹 事 長 1名
- 常任幹事 20名以内
- 会計幹事 2名
- 監 査 人 2名
- 顧 問 若干名

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは会長の職務を代行する。
- 3 幹事長は、会務を統括する。
- 4 常任幹事は、会務の常務を審議し、意思決定を行う。
- 5 会計幹事は、本会の会計を司る。
- 6 監査人は、本会の業務及び会計を監査する。
- 7 顧問は、本会の会長経験者に終身委嘱することとし、本会の運営に関して会長の諮問に応え助言する。

第16条 会長は、正会員の内から幹事会で選出し、総会においてこれを報告する。

- 2 常任幹事は、卒業年次の均衡を考慮しつつ、会長が正会員の中から適時に選考委員会を設けて候補者の推薦を諮問し、幹事長は選考委員会の答申による候補者を考慮して委嘱する。なお、移植にあたっては常任幹事の総数の内3分の1の人員は、女性が選定されるよう努める。
- 3 その他の役員は、会長が各副会長及び監査人については正会員の内から、幹事長及び会計幹事については常任幹事の内から委嘱する。

第17条 顧問を除く役員の任期は2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または前任者の残期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。ただし、会長、副会長及び幹事長の再任回数は3回（最長在任期限8年）を上限とし、かつ、顧問を除く役員は満75才をもって定年とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了前においても後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。

第18条 役員が、つぎの各号の一つに該当するときは、幹事会の決議により解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第七章 幹事会

第19条 幹事会は、会長、副会長、常任幹事、会計幹事及び監査人をもって構成する。会長、副会長、監査人は幹事会の出席権及び議決権を有する。

第20条 幹事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 事業年度ごとの予算及び決算
- (4) 委員会の活動の承認
- (5) その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

第21条 幹事会は、2か月毎に1回以上開催する。

第22条 各委員会の委員は、幹事会に出席することができる。ただし、常任幹事と兼務しない委員は、議決権を有しない。

第23条 各委員会の委員は、会長の求めに応じ、幹事会において活動報告を行う。

第24条 幹事会の定足数は、顧問を除く役員の過半数とする。

第25条 幹事会における決議は、出席した顧問を除く役員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

第26条 幹事会は、会長もしくは副会長または幹事長が招集する。

第27条 幹事会の議長は、会長の委任により幹事長がこれに当たる。

第八章 委員会

第28条 幹事会は、常任幹事の中から総会、事業及び広報の各委員長を選任し、第34条以下に規定する各職務分掌に応じた業務を委託する。幹事会の判断により、総会、事業および広報以外の委員会も設置しうるものとする。

第29条 委員会は、幹事会により承認された予算に基づき、自主的に活動する。ただし、総会開催日時の決定等、本会の活動の全体に関わることについては、幹事会の事前の承認を得る。

第30条 委員長は、正会員の中から副委員長を選任するとともに、随時正会員の推挙による適任者を選考して委員に任命する。なお、選任にあたっては、卒業年次の均衡を図るように留意することとし、委員総数の内3分の1の人員は、女性が選任されるよう努める。

第31条 各委員会は、幹事会により承認された予算に基づき、自主的に活動する。なお、当該収支は帳票とともに会計幹事に提出する。

第32条 各委員会は、随時、幹事会で活動状況を報告する。

第33条 委員会の定数は10名以内とする。

第34条 総会委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 総会及び懇親会等（以下、「総会等」という）の開催を所掌する。
- (2) 広報委員会から名簿の提供を受け、総会等の案内及び出欠管理、当日の金銭授受及び収支報告等を行

う。

4

第35条 事業委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 二水会、若手会、ゴルフ会及びその他の企画等の開催を所掌する。
- (2) 広報委員会から名簿の提供を受け、各企画の案内及び出欠管理、当日の金銭授受及び収支報告等を行う。

第36条 広報委員会は、次の業務を担当する。

- (1) ホームページの作成及び運営管理
- (2) 名簿その他会のデータの作成及び管理

第九章 会 計

第37条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第38条 本会はその基本金および維持費として会員その他の寄附を受けることができる。

第十章 付 則

- 1 この会則は平成16年8月11日から施行する。
- 2 この会則は平成31年1月18日に改訂し、平成31年4月1日から施行する。
- 3 第16条の役員任期の開始日は、平成31年4月1日とする。なお、この会則の施行前に会長・副会長・幹事長であった者の再任回数は1回（最長在任期限4年）を上限とする。
- 4 この会則は令和6年7月21日に改訂し、令和6年7月22日から施行する。